

新型コロナウイルスによる税制支援措置

～緊急経済対策が閣議決定されました～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。
情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

新型コロナウイルスによる税制支援措置 ～緊急経済対策が閣議決定されました～

1 税制面での支援措置一覧（令和2年4月20日閣議決定）

国税

- (1) 納税の猶予制度の特例
- (2) 欠損金の繰り戻しによる還付の特例
- (3) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- (4) 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- (5) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- (6) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- (7) 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

地方税

- (8) 徴収の猶予制度の特例
- (9) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置
- (10) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- (11) イベント等を中止した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応
- (12) 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- (13) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応
- (14) 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

2 支援措置の各項目内容

(1) 納税の猶予制度の特例（(8) 地方税も国税と同様）

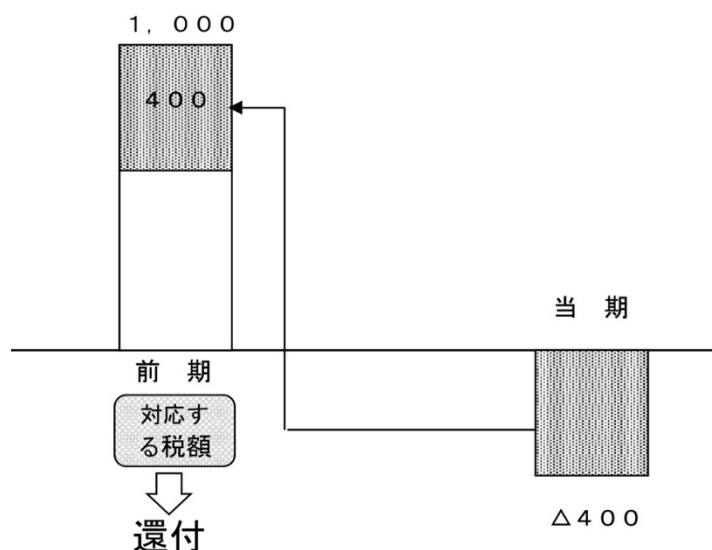
- ・令和2年2月1日以後における一定の期間（1か月以上）において、収入が前年同期比概ね20%以上の減少があった場合について1年間納税を猶予する。
- ・一時の納税が困難と認められる場合（少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮する）に適用。
- ・基本的に全ての税目が対象（社会保険料も「国税の徴収の例による」こととされているため同様の扱いが可能）。
- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税について適用。
- ・担保提供は不要で、延滞税（延滞金）は免除。
- ・関係法令施行から2ヶ月後又は納期限のいずれか遅い日までに申請が必要。

(2) 欠損金の繰り戻しによる還付の特例

- 現在、中小企業（資本金1億円以下の法人）に認められている青色欠損金の繰戻し還付について、いわゆる中堅企業（資本金1億円超 10億円以下の法人）も適用できることとする。
- 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用。

○繰戻による還付のイメージ

（前期の所得（黒字）1,000、当期の欠損（赤字）400の場合）



(3) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

- 中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることができる。
（対象税目：法人税、所得税）
- 具体的には、以下の設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人または個人事業主は10%）の税額控除をすることができる。
- 適用期限は令和3年3月31日（現行制度と同期間）。

類型	現 行		テレワーク等設備の追加
	生産性向上設備	収益力強化設備	デジタル化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	機械装置 測定工具及び検査工具 器具備品 建物附属設備 ソフトウェア	機械装置 工具 器具備品 建物附属設備 ソフトウェア	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上）

(4) 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用（(11)の個人住民税は条例指定分）

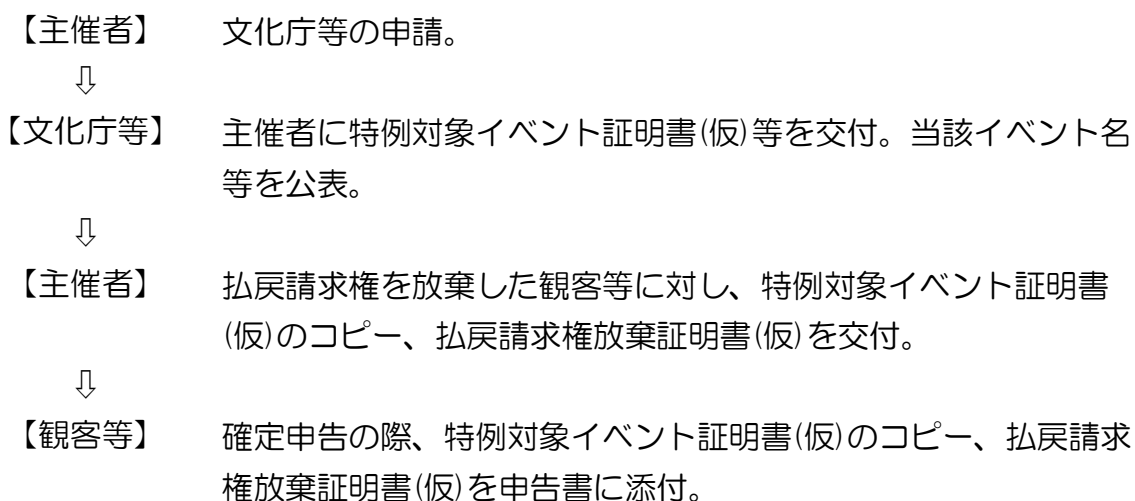
・政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。

※個人住民税の税優遇については、居住している自治体に確認。

（注1）不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象とする。

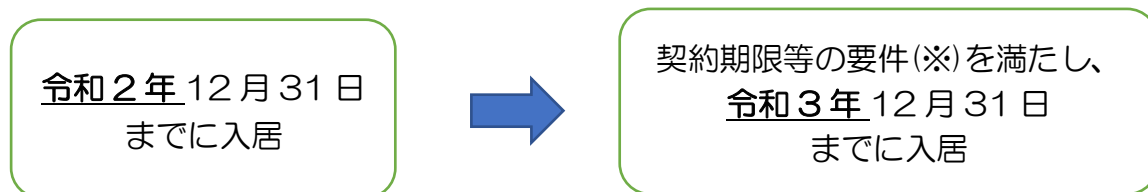
（注2）本特例を用いた寄附金控除の対象金額は20万円を上限とする。その他の要件等については、現行の寄附金控除と同様とする。

◆寄付金控除の適用までの流れ



(5) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化（(13)個人住民税も所得税と同様）

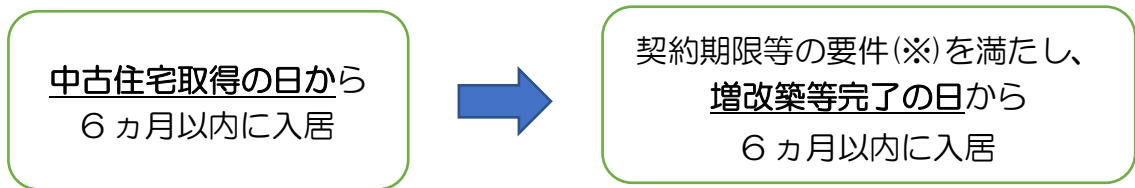
①控除期間が13年に延長された住宅ローン控除について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、一定期日までに住宅取得等の契約を行っているなどの要件を満たしている場合は、特例措置の対象とする。（令和3年分以後の所得税について適用。）



※以下の期限までに契約が行われていること

- 新築の場合 . . . 令和 2 年 9 月末まで
- 建売住宅・中古住宅の取得、増改築等 . . . 令和 2 年 11 月末まで

②中古住宅を取得した場合の住宅ローン控除の入居期限要件(取得日から 6 ヶ月以内)について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れたことにより入居が遅れた場合でも、一定の期日までに増改築等の契約を行っている等の要件を満たす場合は、入居期限を「増改築等完了の日から 6 ヶ月以内」とする。



※以下の期限までに増改築等の契約が行われていること

- 中古住宅の取得日から 5 ヶ月後まで
- 特例法施行の日から 2 ヶ月後まで

(6) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、次の要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する(又はやめる)ことが可能とする特例を設ける。

要件

- ①特例に係る法律(案)の施行後に申告期限が到来する課税期間において、
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、
令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの期間の内、
一定期間(1 ヶ月以上の任意の期間)の収入が、
著しく減少(前年同期比概ね 50%以上)した場合で、かつ、
- ③当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合

(注) 原則として、消費税の申告期限は以下の通り。

法人：課税期間の終了の日の翌日から 2 ヶ月

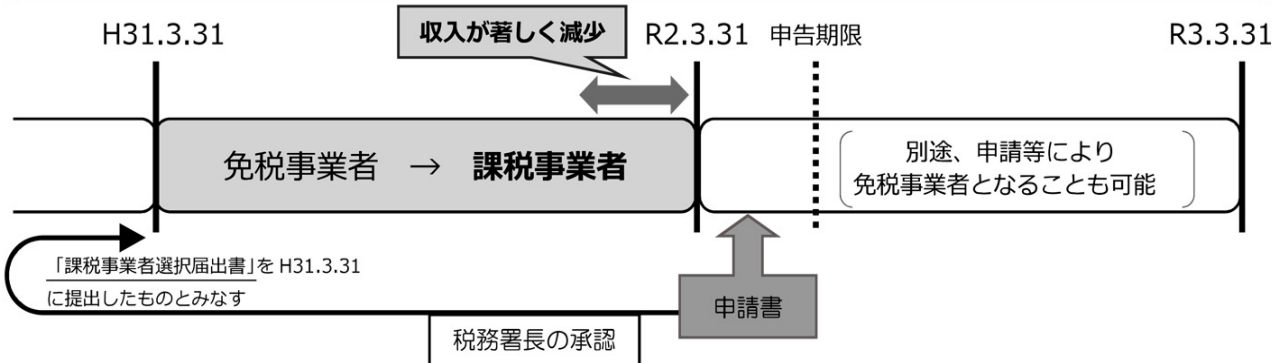
個人：課税期間の翌年の 3 月末

- ・本特例を受けて、課税事業者を選択する場合、課税事業者を 2 年間継続する必要はありません。翌課税期間において課税事業者の選択をやめることも可能です。

(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間(法人は前々事業年度、個人は前々年)における課税売上高が 1,000 万円の事業者等です。

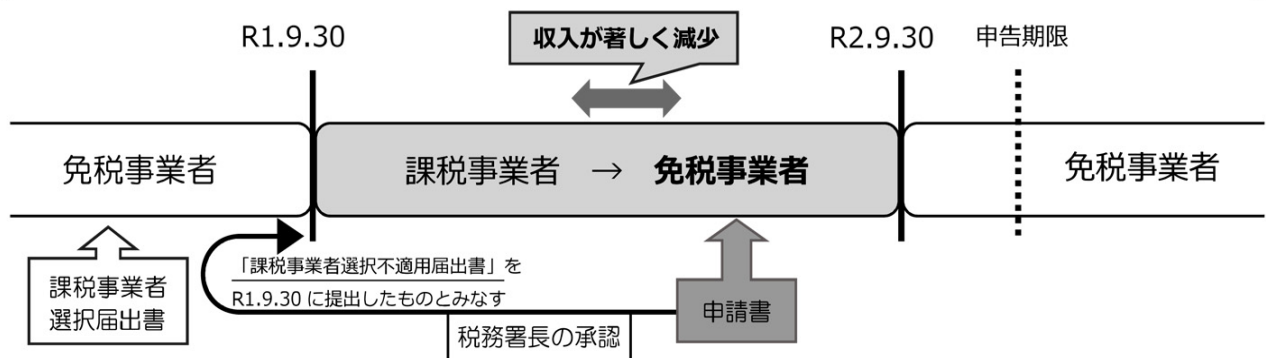
免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

※参考※

【簡易課税制度の適用に関する特例について】

消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法 37 条の2）。

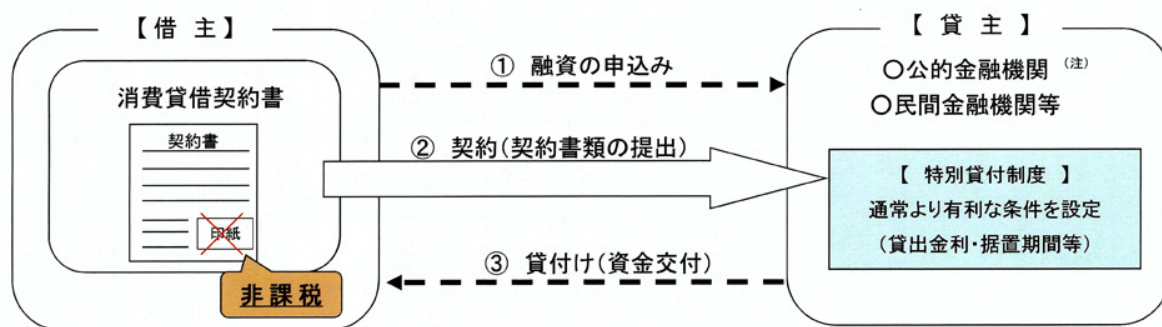
新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことができます。

(7) 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

- 公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税を非課税とする。

(注) 既に契約を締結し印紙税を納付した者に対しては、遡及的に適用し還付を行う。

【制度のイメージ】



(注) 「公的金融機関」とは、(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫など
「民間金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合など
その他「等」とは、地方公共団体など

(8) 徴収の猶予制度の特例⇒上記(1)参照

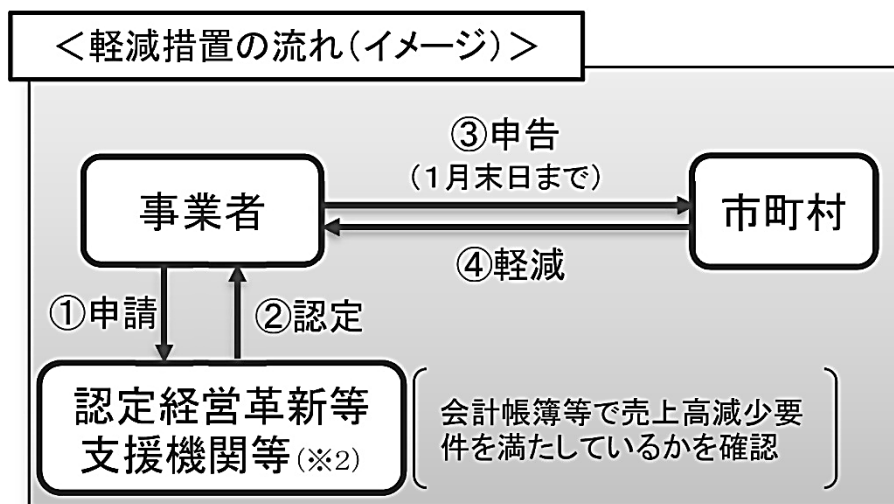
(9) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

- 以下の要件を満たす中小事業者等(原則として業種限定せず)を対象とし、以下に掲げる固定資産税及び都市計画税の割合を減額する。
- 令和2年2月～10月までの任意の3ヵ月間の売上高が、前年同期間と比べて、

30%以上 50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。(事業用の土地は対象外)
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。

不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、書面等により一定期間、賃料支払いを猶予した場合も収入の減少として扱われる見込み。



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など
(税理士、公認会計士、弁護士など)

(10) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- ・現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間固定資産税が免除されるが、本特例の適用対象に「事業用家屋」と「構築物」を追加するとともに、令和3年3月末までとなっている適用期限を2年間延長する。

対象地域	全国 1,646 自治体 (うち 1,642 がゼロ) ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上するもの 事業用家屋と構築物を対象追加 <ul style="list-style-type: none"> ・事業用家屋は取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は取得価額が 120 万円以上 (1 台又は 1 基)、旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上するもの
特例措置	固定資産税 (通常、評価額の 1.4%) について、投資後 3 年間、ゼロ～1/2 に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

(11) イベント等を中止した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応⇒上記 (4) 参照

(12) 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

(環境性能割は令和元年 10 月に廃止された自動車取得税に代わり、自動車の購入時に課税される税金です。)

◆現行制度

- 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）について自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を 1%分軽減する。

[登録車]		[軽自動車]	
税率	臨時的軽減	税率	臨時的軽減
非課税	非課税	非課税	非課税
1.0%	非課税	1.0%	非課税
2.0%	1.0%	2.0%	1.0%
3.0%	2.0%		

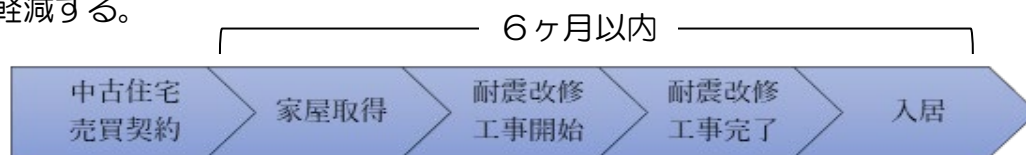
- 税率 1%分軽減する特例措置について適用期限を 6 ヶ月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。

(13) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応 ⇒上記 (5) 参照

(14) 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

◆現行制度

- 耐震基準不適合中古住宅について、その取得の日から 6 ヶ月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、入居した場合に、当該住宅が新築された時点に応じて一定額に税率を乗じて得た額を軽減する。



◆対応 (案)

- 新型コロナウイルス感染症の影響によって特例対象住宅をその取得の日から 6 ヶ月以内に居住の用に供することができない場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該特例措置を適用できることとする。

①耐震改修に係る工事の請負契約を、当該住宅の取得の日から 5 ヶ月を経過する日又は法律の施行の日から 2 ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までに締結していること。

②耐震改修に係る工事の終了後 6 ヶ月以内に、当該住宅を居住の用に供すること。

⇒令和 3 年度末入居分までの特例措置

※この資料は、財務省等から提供されている作成時点（令和 2 年 4 月 21 日現在）の資料を基に作成しています。今後新型コロナウイルス感染症に関する情報については、変更される場合がありますので、最新の情報をご確認下さい。